

# 第3期滋賀県国民健康保険運営方針の 策定について

令和5年11月1日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

# 国民健康保険運営方針とは

## 国民健康保険運営方針（国保法第82条の2）

- 県は、市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営や広域のおよび効率的な事業運営を推進するために県内の統一的な運営方針を定める。
- 市町は、国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める。

### 記載事項（必須）

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町の保険料の標準的な算定方法およびその水準の平準化に関する事項
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費適正化に関する事項
- (6) 市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

※下線部分は国保法改正(R6.4.1施行)により必須記載事項化

### 対象期間

<第1期> 平成29年度策定  
平成30年度 ~ 令和2年度（3年間）

<第2期> 令和2年度策定  
令和3年度 ~ 令和5年度（3年間）

<第3期> 令和5年度策定  
令和6年度 ~ 令和11年度（6年間）

※第3期から国保法改正(R6.4.1施行)により6年間に法定化

# 第2期国民健康保険運営方針

## 滋賀県が目指す国保

### 基本理念：持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿：県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

#### 基本理念を実現するための3つの方向性

1 保険料負担  
と給付の公平化

2 保健事業の推進  
と医療費の適正化

3 国保財政の  
健全化

# 第2期国民健康保険運営方針

## 1 保険料負担 と給付の公平化

- ・ 保険料の水準の平準化
- ・ 決算補填等目的の法定外繰入の原則禁止
- ・ 市町事務の効率化、標準化、広域化

保険料水準と給付の統一

## 2 保健事業の推進 と医療費の適正化

- ・ データヘルス計画の推進による被保険者の健康の保持増進
- ・ 後発医薬品の使用促進等による医療費の適正化

被保険者の健康づくり

## 3 国保財政の 健全化

- ・ 保険者努力支援制度に係る取組の推進による財政基盤強化
- ・ 収納率の底上げ

市町インセンティブの確保

# 第2期国民健康保険運営方針

## 基本理念:持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿: 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

### 基本理念を実現するための3つの方向性

#### 1. 保険料負担と給付の公平化

**被保険者の負担の公平化を実現するため、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となる保険料水準の統一を目指す。(令和6年度以降の出来るだけ早い時期)**

- ① **収納率を納付金算定に反映させることや、出産育児一時金等を各市町で支え合う経費とし、被保険者の負担の公平化をさらに前進(併せて激変緩和を実施)**
- ② 決算補填等目的の法定外一般会計繰入は、**原則として行わない。**
- ③ 市町事務の効率化、標準化、広域化による給付サービスの平準化を推進
  - ・ **市町の補助金申請事務等の負担軽減**
  - ・ **高額療養費の支給事務の簡素化検討**

#### 2. 保健事業の推進と医療費の適正化

県は、保健事業の推進により、県内のどこに住んでいても健康的な生活を送れること、そして、結果的に医療費の適正化につながる好循環のシステムづくりに取り組む。

- ① 保健・医療・介護等のデータ分析に基づき**データヘルス計画を県、市町ともに推進**
  - ・ **ターゲットを絞った受診率向上対策**
  - ・ **糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づく事業の実施**
- ② 後発医薬品の使用促進や**重複頻回受診者等訪問指導事業(薬剤師会との連携)等**の取組を実施
- ③ 県保有情報を活用した県による保険給付の点検・**柔整療養費の患者調査を実施**等

#### 3. 国保財政の健全化

医療費適正化への取組などの保険者としての努力に対するインセンティブを活用し、財政基盤の強化に係る取組を進める。

- ① 医療費適正化への努力などに応じて交付される**保険者努力支援制度に係る取組**を進め、財政基盤を強化する。
- ② 市町において赤字が生じた場合には、市町毎の赤字削減・解消に向けた取組、目標年次等を市町と協議の上定める。
- ③ 保険者規模別目標収納率の設定や**徴収アドバイザー派遣事業等**を実施し、**収納率の底上げを図る。**

都道府県国民健康保険運営方針策定要領  
(運営方針ガイドライン)の見直しについて

# 国保運営方針の改定に向けたガイドラインの見直し

都道府県国民健康保険運営方針策定要領（抜粋）

## 1 策定のねらい

### （４） これまでの取組状況と今後の国保運営の課題について

平成 30 年度の国保改革については、現在に至るまで、**おおむね順調に実施**されているものの、都道府県ごとの状況を見ると、保険料水準の統一、医療費適正化、事務の広域化・効率化などに向けた取組状況にばらつきが生じている現状がある。

また、一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入については、各都道府県・市町村で解消に向けた様々な取組が進められているものの、なお多額の法定外繰入等が行われている市町村もあるのが現状である。

こうした現状を踏まえ、また、今後はこれまで主に負担を担ってきた現役世代が減少し、保険者規模が縮小していくこと等を見据え、各都道府県及び市町村においては、**都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るための取組を進めていただく必要**がある。

具体的には、令和 6 年度以降の新たな国保運営方針を策定し、法定外繰入等の着実な解消、**保険料水準の統一に向けた取組**、**医療費適正化**、人生 100 年時代を見据えた**予防・健康づくり事業の更なる推進**などを図り、都道府県単位化の更なる深化を図るための取組を進めることとする。

# 国保運営方針の改定に向けたガイドラインの見直し

都道府県国民健康保険運営方針策定要領（抜粋）

## 2 策定の手順

### （6） 国保運営方針の対象期間

国保運営方針はおおむね6年ごとに定めることとする。

## 3 主な記載事項

### 【保険料水準の統一】

#### （2） 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

（記載事項）

国保運営方針には、

- ① 統一に向けた基本的な考え方、
- ② 統一の定義に関する事項、
- ③ 統一の目標年度に関する事項、
- ④ 統一に向けた検討の組織体制やスケジュールに関する事項を記載すること。



## 第3期 運営方針の主な改定事項

# 本県の第3期運営方針の主な改定事項

第2期 運営方針	第3期の考え方（主なポイント）
1 はじめ	
(1) 策定に向けて	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     基本理念 : 持続可能な国民健康保険の運営                      あるべき姿 : 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度                 </div>
(2) 滋賀県が目指す国保	
(3) 新型コロナウイルス感染症に対する対応	
2 基本的事項	
(1) 策定の目的	
(2) 策定の根拠規定	
(3) 対象期間	令和6年（2024年）4月1日～令和12年（2030年）3月31日
(4) PDCAサイクルの実施	
3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し	
(1) 医療費の動向と将来の見通し	「滋賀県医療費適正化計画」と整合性を図る
(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	
(3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等	
(4) 滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用	財政調整事業分の活用方法を追記（納付金の急増を抑制する対応等）
(5) 保険者努力支援制度への対応	

# 本県の第3期運営方針の主な改定事項

第2期 運営方針	第3期の考え方（主なポイント）
4 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項	
<標準的な算定方法>	保険料水準の統一に関する事項を追記 →統一に向けた <b>基本的な考え方</b> 、 <b>定義</b> 、 <b>目標年度</b> 等を記載
<激変緩和措置>	令和5年度までの期間のため削除
5 保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項	
(1) 収納率目標の設定	取組の推進
(2) 収納対策の強化に係る取組	
6 保険給付の適正な実施に関する事項	
(1) レセプト点検の充実強化	取組の推進
(2) 県による保険給付の点検	
(3) 療養費の支給の適正化	
(4) 第三者求償の積極的推進	
(5) 県による不正利得の回収事務	
7 保健事業の取組に関する事項	
(1) データヘルス計画の推進および保健事業に係る目標の設定	「滋賀県データヘルス計画」と整合性を図る
(2) 保健事業の充実強化に係る取組	
(3) 被用者保険との連携の強化	

# 本県の第3期運営方針の主な改定事項

第2期 運営方針	第3期の考え方（主なポイント）
8 医療費の適正化の取組に関する事項	
(1) 後発医薬品の使用促進	「滋賀県医療費適正化計画」と整合性を図る
(2) 重複・頻回受診者、重複服薬者の受診の適正化の取組	
(3) 健康課題や医療費に関するデータ分析	
9 事務の広域的、効率的および標準的な運営の推進に関する事項	
(1) 高額療養費の支給申請手続	目標達成のため削除
(2) 補助金算定における市町事務等の負担軽減	
(3) 国保システムの標準化	オンライン資格確認（保険証の廃止）、国保システムの標準化を見据えた追記、変更等
(4) 短期被保険者証・資格証明書の交付事務	
(5) 県、市町の事務執行体制の在り方の検討	
10 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項	
(1) 地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保としての参画	「滋賀県データヘルス計画」「滋賀県医療費適正化計画」と整合性を図る
(2) 医療資源の偏在の解消	
(3) 他計画との整合性	